# 自転車活用推進本部令 （平成二十九年政令第百四十二号）

#### 第一条（自転車活用推進本部長）

自転車活用推進本部長は、自転車活用推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

#### 第二条（資料の提出等の要求）

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### 第三条（庶務）

本部の庶務は、国土交通省道路局参事官において処理する。

#### 第四条（本部の運営）

この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、自転車活用推進本部長が本部に諮って定める。

# 附　則

この政令は、自転車活用推進法の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。